審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	共済規程の変更又は廃止の認可（漁協）	根拠条項	第１５条の２第２項

審査基準	
	漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済規程例（昭和５９年５９水漁第６７号）に則っていることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	１月	目次№	８６
						標準経由期間	日		